## 日本国憲法

そ  $\mathcal{L}$ 普 権 5 ら 力 لح ŧ す 遍  $\mathcal{O}$ 日 は 玉 を 恵 本  $\mathcal{O}$ 子 原 玉 政 決 沢 孫 玉 意 理 民 は を  $\mathcal{O}$ 民 で  $\mathcal{O}$ 確 た は し 玉 あ 代 保 8 正 り 表 民 L に 当  $\mathcal{O}$ 者 政 12 諸 ک に 厳 が 府 選 主 玉 ک  $\mathcal{O}$ 粛  $\mathcal{O}$ 挙 民 憲 な 権 れ 行 لح さ 信 が 法 か 為  $\mathcal{O}$ れ 玉 託 は 行 に 協 た 使 に 民 ょ 和 玉 か ょ 12 L 0 会 か る 存 12 て そ よ に る ŧ す 再 原  $\mathcal{O}$ る る お  $\mathcal{O}$ び ک 理 福 で 成 け 戦 果 に 利 と る あ 争 基 を <u>ک</u> 代 は 0  $\mathcal{O}$ < 玉 て 宣 表 慘 わ 者 t 言 民 が 禍 そ を  $\mathcal{O}$ が L ر が 玉  $\mathcal{O}$ 通 で ک 起 全 権 ľ あ れ る 土 る を 威  $\mathcal{O}$ 7 0 に 享 は 憲 行 と わ 受 わ 法 玉 動  $\mathcal{O}$ た す れ 民 を L な 5 0 る に 確 0 7 わ 1 は 定 由 ک P 自 れ す 来 ک 5 n う る 由 L に は لح ħ  $\mathcal{O}$ そ そ す t に 人 わ 類 る 反  $\mathcal{O}$ t た れ

上 存 覚 を す カン 日 5 保 本 る 持 永  $\mathcal{O}$ 玉 遠 L で 民 12 ょ は あ う 除 0 恒 去 لح 7 久 決 L 平  $\mathcal{O}$ ょ 意 平 う 和 L を 和 لح た 愛 を 努 す 念 わ  $\Diamond$ る 願 れ 7 諸 し 5 る 玉 る は 人 民 玉 間 平  $\mathcal{O}$ 際 相 和 公 社 互 正 を 会  $\mathcal{O}$ 維 لح に 関 持 信 お 係 義 L 7 を に 7 専 支 信 名 制 配 頼 誉 す لح L あ 隷 る 7 崇 る 従 地 高 わ 位 圧 な れ を 迫 5 理 占 لح 想  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 安 偏 を た 狭 全 深 لح 7 を < لح 生 地 自

す

る

<del>---</del>

切

 $\mathcal{O}$ 

憲

法

法

令

及

75

詔

勅

を

排

除

す

る

思 S わ れ 5 は、 全 世 界 0 玉 民 が S とし < 恐 怖 と 欠 乏 か 5 免 か れ 平 和  $\mathcal{O}$ う 5 に 生

存する権利を有することを確認する。

わ ħ 5 は 1 づ れ  $\mathcal{O}$ 玉 家 Ł 自 玉  $\mathcal{O}$ ک と  $\mathcal{O}$ み に 専 念 L て 他 玉 を 無 視 L て は な 5 な 1

 $\mathcal{O}$ で あ 0 て 政 治 道 徳  $\mathcal{O}$ 法 則 は 普 遍 的 な ŧ  $\mathcal{O}$ で あ り、  $\mathcal{O}$ 法 則 に 従 S ک と は 自 玉

 $\mathcal{O}$ 主 権 を 維 持 し、 他 玉 لح 対 等 関 係 に <u>\\</u> たうとす る 各 玉 0 責 務 で あ る と 信 ず る

日 本 玉 民 は 玉 家  $\mathcal{O}$ 名 誉 に か け、 全 力 を あげてこの 崇 高 な 理 想 と 目 的 を達 成 す るこ

とを誓ふ。

第一章 天皇

天皇の地位と主権在民〕

第 条 天 皇 は 日 本 国  $\mathcal{O}$ 象 徴 で あ ŋ 日 本 玉 民 統 合  $\mathcal{O}$ 象 徴 で あ つ て 0) 地 位 は、 主

権の存する日本国民の総意に基く。

[皇位の世襲]

第二 条 皇 位 は、 世 襲  $\mathcal{O}$ ŧ ので あ つて、 玉 会 0) 議 決 L た 皇 室 典 範 0 定 め るところによ

り、これを継承する。

〔内閣の助言と承認及び責任〕

第  $\equiv$ 条 天 皇  $\mathcal{O}$ 玉 事 に 関 す る す べ て 0) 行 為 に は 内 閣  $\mathcal{O}$ 助 言 کے 承 認 を 必 要 と 内

閣

が、その責任を負ふ。

〔天皇の権能と権能行使の委任

第 兀 条 天 皇 は \_  $\mathcal{O}$ 憲 法  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ る 玉 事 に 関 す る 行 為  $\mathcal{O}$ み を 行 ひ、 玉 政 に 関 す る 権 能

を有しない。

2 天 皇 は ` 法 律  $\mathcal{O}$ 定  $\emptyset$ る ところ に ょ り、 そ 0) 玉 事 に 関 す る 行 為 を 委 任 す る こと が で

きる。

[摂政]

第 五. 条 皇 室 典 範  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ る ところ に ょ ŋ 摂 政 を 置 < と き は 摂 政 は 天 皇  $\mathcal{O}$ 名 で そ 0

玉 事 に 関 す る 行 為 を 行 S. ک 0 場 合 に は ` 前 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 を 準 用 す る。

〔天皇の任命行為〕

第 六 条 天 皇 は、 玉 会 0 指 名 に 基 *(* \ て、 内 閣 総 理 大 臣 を 任 命 す る。

2 天 皇 は 内 閣  $\mathcal{O}$ 指 名 に 基 1 て 最 高 裁 判 所  $\mathcal{O}$ 長 た る 裁 判 官 を 任 命 す る。

〔天皇の国事行為〕

第 七 条 天 皇 は 内 閣  $\mathcal{O}$ 助 言 と 承 認によ り、 玉 民 のため に、 左  $\mathcal{O}$ 玉 事 に 関 す る行 為を

行ふ。

憲 法 改 正、 法 律 、 政 令 及 び 条 約 を 公 布 す ること。

一 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

兀 玉 会 議 員  $\mathcal{O}$ 総 選 挙  $\mathcal{O}$ 施 行 を 公 示 す ること。

五 国 務 大 臣 及 び 法 律  $\mathcal{O}$ 定 め る そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 官 吏  $\mathcal{O}$ 任 免 並 び に 全 権 委 任 状 及 び 大 使 及

び公使の信任状を認証すること。

六 大 赦 特 赦 減 刑 刑  $\mathcal{O}$ 執 行 0) 免 除 及び復権 を 認 証 すること。

七 栄典を授与すること。

八 批 准 書 及 び 法 律  $\mathcal{O}$ 定  $\otimes$ る そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 外 交 文 書 を 認 証 す ること。

九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

〔財産授受の制限〕

第 八 条 皇 室 に 財 産 を 譲 り 渡 L 又 は 皇 室 が、 財 産 を 譲 り 受 け、 若 L < は 賜 与 す るこ

と は 玉 会  $\mathcal{O}$ 議 決 に 基 か な け れ ば な 5 な 7

第二章 戦争の放棄

戦 争  $\mathcal{O}$ 放 棄 کے 戦 力 及 び 交 戦 権  $\mathcal{O}$ 否 認

第 九 条 日 本 玉 民 は 正 義 کے 秩 序 を 基 調 لح す る 玉 際 平 和 を 誠 実 に 希 求 L 玉 権  $\mathcal{O}$ 発 動

た る 戦 争 لح 武 力 に ょ る 威 嚇 又 は 武 力  $\mathcal{O}$ 行 使 は、 玉 際 紛 争 を 解 決 す る 手 段 と て は

永久にこれを放棄する。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 目 的 を 達 す る た め、 陸 海 空 軍 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 戦 力 は、 ک れ を 保 持 L な *(* ) 0 玉  $\mathcal{O}$ 交

戦権は、これを認めない。

# 第三章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第 + 条 日 本 玉 民 た る 要 件 は 法 律 で ک れ を 定 め る

[基本的人権]

第 + <del>\_\_</del> 条 玉 民 は ` す ベ て  $\mathcal{O}$ 基 本 的 人 権  $\bigcirc$ 享 有 を 妨 げ 5 れ な 7) 0 ک  $\mathcal{O}$ 憲 法 が 玉 民 に 保

障 す る 基 本 的 人 権 は ` 侵 すこと  $\mathcal{O}$ で き な 1 永 久  $\mathcal{O}$ 権 利 لح L て 現 在 及 び 将 来  $\mathcal{O}$ 玉 民

に与へられる。

自 由 及 び 権 利  $\mathcal{O}$ 保 持 義 務 と 公 共 福 祉 性

第 +条 ک  $\mathcal{O}$ 憲 法 が 玉 民 に 保 障 す る 自 由 及 75 権 利 は 玉 民  $\mathcal{O}$ 不 断  $\mathcal{O}$ 努 力 に ょ つ て、

れ を 保 持 L な け れ ば な 5 な 7 0 又 玉 民 は ک れ を 濫 用 L 7 は な 5 な 1  $\mathcal{O}$ で あ 0

て 常 に 公 共  $\mathcal{O}$ 福 祉  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ に ۲ れ を 利 用 す る 責 任 を 負 S.

[個人の尊重と公共の福祉]

第 十 三 条 す ベ て 玉 民 は 個 人 とし て 尊 重 さ れ る。 生 命 、 自 由 及 び 幸 福 追 求 に 対 す る

玉 民  $\mathcal{O}$ 権 利 に 0 1 7 は 公 共  $\mathcal{O}$ 福 祉 12 反 L な 1 限 り、 立 法 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 玉 政  $\mathcal{O}$ 上 で 最

大の尊重を必要とする。

亚 等 原 則 貴 族 制 度  $\mathcal{O}$ 否 認 及 び 栄 典  $\mathcal{O}$ 限 界

第 + 兀 条 す ベ 7 玉 民 は 法  $\mathcal{O}$ 下 に 平 等 で あ <u>つ</u> 7 人 種 信 条 性 別 社 会 的 身 分

又

は 門 地 に ょ り 政 治 的 経 済 的 又 は 社 会 的 関 係 に お 7 7 差 別 さ れ な 7

2 華 族 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 貴 族  $\mathcal{O}$ 制 度 は ` ک n を 認 8 な 1

3 栄 誉 勲 章 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 栄 典  $\mathcal{O}$ 授 与 は 7 か な る 特 権 Ł 伴 は な 1 0 栄 典  $\mathcal{O}$ 授 与 は 現

12 ر れ を 有 L 又 は 将 来  $\overset{\textstyle \succ}{\smile}$ れ を 受 け る 者  $\mathcal{O}$ 代 に 限 り そ  $\mathcal{O}$ 効 力 を 有 す る

公 務 員  $\mathcal{O}$ 選 定 罷 免 権 公 務 員  $\bigcirc$ 本 質 普 通 選 举  $\mathcal{O}$ 保 障 及 び 投 票 秘 密  $\mathcal{O}$ 保 障

第 + 五 条 公 務 員 を 選 定 L 及 び  $\sum_{}$ れ を 罷 免 す る  $\sum_{}$ لح は 玉 民 古 有  $\mathcal{O}$ 権 利 で あ る

2 す ベ 7 公 務 員 は 全 体  $\mathcal{O}$ 奉 仕 者 で あ 9 7 部  $\mathcal{O}$ 奉 仕 者 で は な 1 0

3 公 務 員  $\mathcal{O}$ 選 举 に 0 1 7 は 成 年 者 12 ょ る 普 诵 選 挙 を 保 障 す る

4 す べ 7 選 挙 に お け る 投 票  $\mathcal{O}$ 秘 密 は ` ک れ を 侵 L て は な 5 な 1 0 選 举 人 は ` そ  $\mathcal{O}$ 選

択 に 関 L 公 的 に ŧ 私 的 に ŧ 責 任 を 間 は れ な 1

〔請願権〕

第 + 六 条 何 人 ŧ 損 害  $\mathcal{O}$ 救 済 公 務 員  $\mathcal{O}$ 罷 免 法 律 命 令 又 は 規 則  $\mathcal{O}$ 制 定 廃 止 又

は 改 正 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 項 に 関 L 平 穏 に 請 願 す る 権 利 を 有 L 何 人 t か か る 請 願 を L

た た  $\Diamond$ に 1 か な る 差 別 待 遇 ŧ 受 け な 1 0

公 務 員  $\mathcal{O}$ 不 法 行 為 に ょ る 損 害  $\mathcal{O}$ 賠 償

第

+

七

条

何

人

£

公

務

員

 $\mathcal{O}$ 

不

法

行

為

に

ょ

り、

損

害

を

受

け

た

と

き

は

法

律

 $\mathcal{O}$ 

定

8)

る

と

ろ に ょ り 玉 又 は 公 共 寸 体 12 そ  $\mathcal{O}$ 賠 償 を 求  $\Diamond$ る こと が で き る

〔奴隷的拘束及び苦役の禁止〕

第 + 八 条 何 人 ŧ 11 か な る 奴 隷 的 拘 束 ŧ 受 け な 1 0 又、 犯 罪 に 因 る 処 罰  $\mathcal{O}$ 場 合 を 除

1 7 は そ  $\mathcal{O}$ 意 に 反 す る 苦 役 に 服 さ せ 5 れ な 1

[思想及び良心の自由]

第 + 九 条 思 想 及 び 良 心  $\mathcal{O}$ 自 由 は ک れ を 侵 L 7 は な 5 な 7

#### 信 教 $\mathcal{O}$ 自 由

第 + 条 信 教  $\mathcal{O}$ 自 由 は 何 人 に 対 L 7 Ł  $\sum_{}$ れ を 保 障 す る 0 1 か な る 宗 教 寸 体 Ł 玉

か 5 特 権 を 受 け 又 は 政 治 上  $\mathcal{O}$ 権 力 を 行 使 L 7 は な 5 な 1

2 何 人 ŧ 宗 教 上  $\mathcal{O}$ 行 為 祝 典 儀 式 又 は 行 事 に 参 加 す る ک と を 強 制 さ れ な 1

3

玉

及

び

そ

 $\mathcal{O}$ 

機

関

は

`

宗

教

教

育

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

1

か

な

る

宗

教

的

活

動

ŧ

L

7

は

な

5

な

1

0

集 숲 結 社 及 U 表 現  $\mathcal{O}$ 自 由 لح 通 信 秘 密  $\mathcal{O}$ 保 護

第 + <del>---</del> 条 集 会 結 社 及 び 言 論 出 版 そ  $\mathcal{O}$ 他 \_\_ 切  $\mathcal{O}$ 表 現  $\mathcal{O}$ 自 由 は れ を 保 障 す る。

2 検 閲 は `  $\sum_{}$ ħ を L 7 は な 5 な 1 通 信  $\mathcal{O}$ 秘 密 は ک ħ を 侵 L 7 は な 5 な

1

居 住 移 転 職 業 選 択 ` 外 玉 移 住 及 び 玉 籍 離 脱  $\mathcal{O}$ 自 由

第 + 条 何 人 Ł 公 共  $\mathcal{O}$ 福 祉 に 反 L な 1 限 り 居 住 移 転 及 び 職 業 選 択  $\mathcal{O}$ 自 由 を

有 す る

2 何 人 ŧ 外 玉 に 移 住 し、 又 は 玉 籍 を 離 脱 す る 自 由 を 侵 さ れ な 1

学 間  $\mathcal{O}$ 自 由

第 +  $\equiv$ 条 学 間  $\mathcal{O}$ 自 由 は ک れ を 保 障 す る

家 族 関 係 に お け る 個 人  $\mathcal{O}$ 尊 厳 لح 両 性  $\mathcal{O}$ 亚 等

第 + 兀 条 婚 姻 は 両 性  $\mathcal{O}$ 合 意  $\mathcal{O}$ 4 に 基 1 て 成 <u>\f</u> L 夫 婦 が 同 等  $\mathcal{O}$ 権 利 を 有 す る

と を 基 本 لح L 7 相 互  $\mathcal{O}$ 協 力 に ょ り 維 持 さ れ な け れ ば な 5 な V

2 配 偶 者  $\mathcal{O}$ 選 択 財 産 権 相 続 住 居  $\mathcal{O}$ 選 定 離 婚 並 び に 婚 姻 及  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 家 族 に 関 す る そ

 $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 項 に 関 L 7 は 法 律 は 個 人  $\mathcal{O}$ 尊 厳 کے 両 性  $\mathcal{O}$ 本 質 的 平 等 に <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 脚 L 7 制 定

されなければならない。

生 存 権 及 び 玉 民 生 活  $\mathcal{O}$ 社 会 的 進 歩 向 上 に 努  $\otimes$ る 玉  $\mathcal{O}$ 義 務

第 + 五. 条 す ベ 7 玉 民 は ` 健 康 で 文 化 的 な 最 低 限 度  $\mathcal{O}$ 生 活 を 営 む 権 利 を 有 す る

2 玉 は す ベ 7  $\mathcal{O}$ 生 活 部 面 に 0 11 て 社 会 福 祉 社 会 保 障 及  $\mathcal{U}$ 公 衆 衛 生  $\mathcal{O}$ 向 上 及 び

増進に努めなければならない。

教 育 を 受 け る 権 利 لح 受 け さ せ る 義 務

第 + 六 条 す ベ 7 玉 民 は ` 法 律  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ る ところに ょ り、 そ 0) 能 力 に 応 ľ て、 ひ

く教育を受ける権利を有する。

2 す ベ 7 玉 民 は ` 法 律  $\mathcal{O}$ 定  $\emptyset$ る ところ に ょ り、 そ  $\mathcal{O}$ 保 護 す る 子 女 に 普 通 教 育 を 受 け

さ せ る 義 務 を 負 S 義 務 教 育 は れ を 無 償 と す る

勤 労  $\mathcal{O}$ 権 利 لح 義 務 勤 労 条 件  $\mathcal{O}$ 基 準 及 び 児 童 酷 使  $\mathcal{O}$ 禁 止

第 + 七 条 す ベ 7 玉 民 は 勤 労  $\mathcal{O}$ 権 利 を 有 し 義 務 を 負 S

3 児 童 は  $\sum_{}$ れ を 酷 使 し 7 は な 5 な 1

2

賃

金

就

業

時

間

休

息

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ 

勤

労

条

件

12

関

す

る

基

準

は

法

律

で

ک

れ

を

定

8

る。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第 + 八 条 勤 労 者  $\mathcal{O}$ 寸 結 す る 権 利 及 び 寸 体 交 渉 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 寸 体 行 動 を す る 権 利 は

れを保障する。

〔財産権〕

第 + 九 条 財 産 権 は ک れ を 侵 L 7 は な 5 な 7

2 財 産 権  $\mathcal{O}$ 内 容 は 公 共  $\mathcal{O}$ 福 祉 に 適 合 す る Þ う に、 法 律 でこ れ を 定 め る。

3 私 有 財 産 は、 正 当 な 補 償  $\mathcal{O}$ 下 に、 これ を 公 共 0) た  $\Diamond$ に 用 S る こと が で きる。

〔納税の義務〕

第 三 + 条 玉 民 は 法 律  $\mathcal{O}$ 定 め る とこ ろ に ょ り、 納 税 0 義 務 を 負 \$

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第 三 + 条 何 人 t 法 律  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ る 手 続 に ょ 5 な け れ ば、 そ 0) 生 命 若 L < は 自 由

を

奪

は れ 又 は そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 刑 罰 を 科 せ 5 れ な 7

〔裁判を受ける権利〕

第 三 + 条 何 人 ŧ 裁 判 所 に お *\* \ て 裁 判 を 受 け る 権 利 を 奪 は れ な 1

(逮捕の制約)

第 三 + 三 条 何 人 ŧ 現 行 犯 と L 7 逮 捕 さ れ る 場 合 を 除 *\* \ 7 は 権 限 を 有 す る 司 法 官

憲 が 発 L 且 9 理 由 لح な 0 て る る 犯 罪 を 明 示 す る 令 状 に ょ 5 な け れ ば 逮 捕 さ れ な

〔抑留及び拘禁の制約〕

第 三 + 匹 条 何 人 ŧ, 理 由 を 直 5 に 告 げ 5 れ 且. つ、 直 ちに 弁 護 人 に 依 頼 す る 権 利 を

与 5 れ な け れ ば 抑 留 又 は 拘 禁 さ れ な V 又 何 人 Ł 正 当 な 理 由 が な け れ ば

拘 禁 さ れ ず 要 求 が あ れ ば そ  $\mathcal{O}$ 理 由 は 直 ち に 本 人 及 び そ  $\mathcal{O}$ 弁 護 人  $\mathcal{O}$ 出 席 す る 公

開  $\mathcal{O}$ 法 廷 で 示 さ れ な け れ ば な 5 な 1

〔侵入、捜索及び押収の制約〕

第 三 + 五. 条 何 人 Ł そ  $\mathcal{O}$ 住 居 書 類 及 び 所 持 밆 に 0 7 て、 侵 入、 捜 索 及 び 押 収 を 受

け る لح  $\mathcal{O}$ な 1 権 利 は 第 +  $\equiv$ 条  $\mathcal{O}$ 場 合 を 除 1 て は 正 当 な 理 由 に 基 1 7 発 せ 5

れ 且 0 捜 索 す る 場 所 及 てバ 押 収 す る 物 を 明 示 す る 令 状 が な け れ ば 侵 さ れ な 1

2 捜 索 又 は 押 収 は 権 限 を 有 す る 司 法 官 憲 が 発 す る 各 別  $\mathcal{O}$ 令 状 に ょ り ` ک れ を 行 S

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第 三 + 六 条 公 務 員 に ょ る 拷 間 及 び 残 虐 な 刑 罰 は 絶 対 に \_ れ を 禁 ず る。

〔刑事被告人の権利〕

第 三 + 七 条 す べ 7 刑 事 事 件 に お 7 7 は 被 告 人 は ` 公 平 な 裁 判 所  $\mathcal{O}$ 迅 速 な 公 開 裁 判

を受ける権利を有する。

2 刑 自 己 事 被 告 人 は ` す ベ て  $\mathcal{O}$ 証 人 に り 対 L 7 審 問  $\Diamond$ す る 機 会 を 充 分 る に 与 5 れ 又、 公 費

3 で 刑 事 被  $\mathcal{O}$ 告 た 人  $\Diamond$ は に 強 *\*\ 制 か 的 な 手 る 続 場 に 合 ょ に ŧ, 証 人 資 を 格 求 を 有 す る る 権 利 弁 護 を 有 人 す を 依 頼 す る ک と が で きる。

被 告 人 が 自 5 ک れ を 依 頼 す ること が で き な 1 لح き は 玉 で ک れ を 附 す る。

自 白 強 要  $\mathcal{O}$ 禁 止 لح 自 白  $\mathcal{O}$ 証 拠 能 力  $\mathcal{O}$ 限 界」

第 三 + 八 条 何 人 Ł 自 己 12 不 利 益 な 供 述 を 強 要 さ れ な 1

2 強 制 拷 問 若 L < は 脅 迫 に ょ る 自 白 又 は 不 当 に 長 < 抑 留 若 L < は 拘 禁 さ れ た 後  $\mathcal{O}$ 

自 白 は ک れ を 証 拠 لح す る ک لح が で き な 1

3 何 人 ŧ 自 己 に 不 利 益 な 唯  $\mathcal{O}$ 証 拠 が 本 人  $\mathcal{O}$ 自 白 で あ る 場 合 に は 有 罪 と さ れ

又は刑罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第 三 + 九 条 何 人 Ł 実 行  $\mathcal{O}$ 時 に 適 法 で あ 0 た 行 為 又 は 既 に 無 罪 とさ れ た 行 為 に つ V)

て は、 刑 事 上 0 責 任 を 問 は れ な *ر* را ه 又、 同 0) 犯 罪 に つ 7 て、 重 ね て 刑 事 上 0) 責 任

を問はれない。

〔刑事補償〕

第 兀 + 条 何 人 **t**, 抑 留 又 は 拘 禁 さ れ た 後 無 罪  $\mathcal{O}$ 裁 判 を 受 け たとき は 法 律 0 定

め

る とこ ろ に ょ り、 玉 に そ  $\mathcal{O}$ 補 償 を 求 め ること が で きる。

第四章 国会

[国会の地位]

第 兀 + \_\_ 条 玉 会 は 玉 権  $\mathcal{O}$ 最 高 機 関 で あ 0 て、 玉  $\mathcal{O}$ 唯  $\mathcal{O}$  $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 法 機 関 で あ る。

(二院制)

第 兀 + 条 玉 숲 は 衆 議 院 及 び 参 議 院  $\mathcal{O}$ 両 議 院 で ک れ を 構 成 す る。

〔両議院の組織〕

第 兀 +  $\equiv$ 条 両 議 院 は ` 全 玉 民 を 代 表 す る 選 挙 さ れ た 議 員 でこれ を 組 織 す る。

2 両 議 院  $\mathcal{O}$ 議 員  $\mathcal{O}$ 定 数 は 法 律 で ک れ を 定 8) る。

〔議員及び選挙人の資格〕

第 兀 + 兀 条 両 議 院  $\mathcal{O}$ 議 員 及 び そ 0 選 挙 人 0) 資 格 は ` 法 律 で ک れ を 定 め る。 但 し、 人

種 信 条 性 別 社 会 的 身 分 、 門 地 教 育 財 産 又 は 収 入 に ょ つ て 差 別 L 7 は な 5

ない。

〔衆議院議員の任期〕

第 兀 + 五 条 衆 議 院 議 員 0) 任 期 は、 兀 年 とする。 但 衆 議 院 解 散 0) 場 合に は、 そ <u>の</u>

期間満了前に終了する。

〔参議院議員の任期〕

第 兀 + 六 条 参 議 院 議 員  $\mathcal{O}$ 任 期 は 六 年 بح し 三 年 ごとに 議 員  $\mathcal{O}$ 半 数 を 改 選 す る。

〔議員の選挙〕

第 兀 + 七 条 選 挙 区 投 票 0 方 法 そ 0 他 両 議 院 0) 議 員  $\mathcal{O}$ 選 挙 に 関 す る 事 項 は、 法 律 で

これを定める。

〔両議院議員相互兼職の禁止〕

第 兀 + 八 条 何 人 ŧ, 同 時 に 両 議 院 0 議 員 た ることは で き な *\*\

〔議員の歳費〕

第 兀 + 九 条 両 議 院  $\mathcal{O}$ 議 員 は 法 律  $\mathcal{O}$ 定 め るところ に ょ り、 国 庫 か 5 相 当 額  $\mathcal{O}$ 歳 費 を

受ける。

〔議員の不逮捕特権〕

第 五. + 条 両 議 院  $\mathcal{O}$ 議 員 は、 法 律 0 定  $\emptyset$ る 場 合 を 除 1 て は、 玉 会 0 会 期 中 逮 捕 され ず、

会 期 前 に 逮 捕 さ れ た 議 員 は そ  $\mathcal{O}$ 議 院  $\mathcal{O}$ 要 求 が あ れ ば 会 期 中 ک れ を 釈 放 し な け れ

ばならない。

〔議員の発言表決の無答責〕

第 五. + <del>--</del> 条 両 議 院  $\mathcal{O}$ 議 員 は 議 院 で 行 0 た 演 説 討 論 又 は 表 決 に つ 1 て 院 外 で 責

任を問はれない。

「常会」

第 五. + \_ 条 玉 会 0 常 会 は、 毎 年 口 これ を 召 集 す る。

### 臨時会」

第 五. +  $\equiv$ 条 内 閣 は 玉 会  $\mathcal{O}$ 臨 時 会  $\mathcal{O}$ 召 集 を 決 定 す る ک と が で き る 1 づ れ か  $\mathcal{O}$ 議 院

 $\mathcal{O}$ 総 議 員  $\mathcal{O}$ 兀 分  $\mathcal{O}$ \_\_ 以 上  $\mathcal{O}$ 要 求 が あ れ ば 内 閣 は ` そ  $\mathcal{O}$ 召 集 を 決 定 L な け れ ば な 5

ない。

〔総選挙、特別会及び緊急集会〕

第 五. + 兀 条 衆 議 院 が 解 散 さ れ た لح き は 解 散 0 日 か 5 兀 + 日 以 内 に、 衆 議 院 議 員  $\mathcal{O}$ 

総 選 挙 を 行  $\mathcal{O}$ そ  $\mathcal{O}$ 選 挙  $\mathcal{O}$ 日 か 5  $\equiv$ + 日 以 内 に 玉 会 を 召 集 L な け れ ば な 5 な 1

2 衆 議 院 が 解 散 さ n た と き は 参 議 院 は 同 時 に 閉 会 کے な る 0 但 し 内 閣 は 玉 に

緊 急  $\mathcal{O}$ 必 要 が あ る لح き は 参 議 院  $\mathcal{O}$ 緊 急 集 会 を 求 め る ک لح が で き る

会  $\mathcal{O}$ 後 + 日 以 内 に 衆 議 院  $\mathcal{O}$ 同 意 が な 1 場 合 に は ` そ  $\mathcal{O}$ 効 力 を 失 S

〔資格争訟〕

3

前

項

但

書

 $\mathcal{O}$ 

緊

急

集

会

に

な

1

7

採

5

れ

た

措

置

は

臨

時

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

<u>つ</u>

7

次

 $\mathcal{O}$ 

玉

会

開

第 五. + 五. 条 両 議 院 は ` 各 々 そ  $\mathcal{O}$ 議 員  $\mathcal{O}$ 資 格 に 関 す る 争 訟 を 裁 判 す る。 但 L 議 員  $\mathcal{O}$ 

議 席 を 失 は せ る に は 出 席 議 員 0) 三 分  $\mathcal{O}$ 以 上  $\mathcal{O}$ 多 数 に ょ る 議 決 を 必 要 とす る。

〔議事の定足数と過半数議決〕

第 五. + 六 条 両 議 院 は ` 各 Þ そ  $\mathcal{O}$ 総 議 員  $\mathcal{O}$ 三 分  $\mathcal{O}$ 以 上  $\mathcal{O}$ 出 席 が な け れ ば 議 事 を 開

き議決することができない。

2 両 議 院  $\mathcal{O}$ 議 事 は  $\mathcal{O}$ 憲 法 に 特 別  $\mathcal{O}$ 定  $\mathcal{O}$ あ る 場 合 を 除 1 て は 出 席 議 員  $\mathcal{O}$ 過 半 数

でこ れ を 決 し、 可 否 同 数  $\mathcal{O}$ と き は 議 長  $\mathcal{O}$ 決 す る ところ に ょ る

(会議の公開と会議録)

第 五. + 七 条 両 議 院  $\mathcal{O}$ 会 議 は 公 開 と す る 但 L 出 席 議 員  $\mathcal{O}$ 三 分 0 以 上 0) 多 数 で

議 決 た لح き は 秘 密 会 を 開 < ک لح が で き る

2 両 議 院 は 各 Þ そ  $\mathcal{O}$ 会 議  $\mathcal{O}$ 記 録 を 保 存 L 秘 密 会  $\mathcal{O}$ 記 録  $\mathcal{O}$ 中 で 特 に 秘 密 を 要 す る

لح 認 8 5 れ る ŧ  $\mathcal{O}$ 以 外 は ک れ を 公 表 L ` 且 0 \_\_\_ 般 に 頒 布 L な け れ ば な 5 な 11

3 出 席 議 員  $\mathcal{O}$ 五 分  $\mathcal{O}$ 以 上  $\mathcal{O}$ 要 求 が あ れ ば 各 議 員  $\mathcal{O}$ 表 決 は ک れ を 会 議 録 に 記 載

しなければならない。

〔役員の選任及び議院の自律権〕

第 五. + 八 条 両 議 院 は 各 々 そ  $\mathcal{O}$ 議 長 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 役 員 を 選 任 す る。

2 両 議 院 は 各 Þ そ  $\mathcal{O}$ 会 議 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 手 続 及 75 内 部  $\mathcal{O}$ 規 律 に 関 す る 規 則 を 定 め、 又、

院 内  $\mathcal{O}$ 秩 序 を 4 だ L た 議 員 を 懲 罰 す る ک لح が で き る 但 L 議 員 を 除 名 す る に は

出 席 議 員  $\mathcal{O}$ 分  $\mathcal{O}$ 以 上  $\mathcal{O}$ 多 数 に ょ る 議 決 を 必 要 کے す る

〔法律の成立〕

第 五. + 九 条 法 律 案 は  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 憲 法 に 特 別  $\mathcal{O}$ 定  $\mathcal{O}$ あ る 場 合 を 除 **\**\ て は 両 議 院 で 可 決 L

たとき法律となる。

2 員 衆  $\mathcal{O}$ 三 議 院 分 で  $\mathcal{O}$ 可 以 決 上 L  $\mathcal{O}$ 参 多 議 数 院 で で 再 ک 75 れ 可 لح 決 異 L な た 0 لح た き 議 は 決 を 法 L 律 た لح 法 な 律 る 案 は 衆 議 院 で 出 席 議

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は 法 律  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ る とこ ろ に ょ り、 衆 議 院 が 両 議 院  $\mathcal{O}$ 協 議 会 を 開 くこ

とを求めることを妨げない。

4 参 議 院 が ` 衆 議 院  $\mathcal{O}$ 可 決 L た 法 律 案 を 受 け 取 0 た 後、 玉 会 休 会 中  $\mathcal{O}$ 期 間 を 除 V) 7

六 + 日 以 内 に 議 決 L な 7 と き は 衆 議 院 は 参 議 院 が そ 0 法 律 案 を 否 決 L た ŧ 0)

لح 4 な す \_ لح が で き る

衆 議 院  $\mathcal{O}$ 予 算 先 議 権 及 75 予 算  $\mathcal{O}$ 議 決

第 六 + 条 予 算 は さ き 12 衆 議 院 に 提 出 L な け れ ば な 5 な V

2 予 算 に 0 1 7 参 議 院 で 衆 議 院 لح 異 な 0 た 議 決 を L た 場 合 に 法 律  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ る とこ

ろ 12 ょ ŋ 両 議 院  $\mathcal{O}$ 協 議 会 を 開 1 7 ŧ 意 見 が \_\_ 致 L な 1 لح き 又 は 参 議 院 が 衆 議

な 1 لح き は 衆 議 院  $\mathcal{O}$ 議 決 を 玉 会  $\mathcal{O}$ 議 決 لح す る

院

 $\mathcal{O}$ 

可

決

L

た

予

算

を

受

け

取

0

た

後

玉

会

休

会

中

 $\mathcal{O}$ 

期

間

を

除

1

7

三

+

日

以

内

12

議

決

条 約 締 結  $\mathcal{O}$ 承 認

第 六 + \_\_ 条 条 約  $\mathcal{O}$ 締 結 に 必 要 な 玉 숲  $\mathcal{O}$ 承 認 12 0 1 て は 前 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 を 準 用 す

る

議 院  $\mathcal{O}$ 玉 政 調 査 権

第 六 + \_ 条 両 議 院 は ` 各 々 玉 政 に 関 す る 調 査 を 行 S れ に 関 L て、 証 人 0) 出 頭 及

び 証 言 並 び に 記 録 0 提 出 を 要 求 す る こと が できる。

〔国務大臣の出席〕

第 六 +  $\equiv$ 条 内 閣 総 理 大 臣 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 玉 務 大 臣 は 両 議 院  $\mathcal{O}$ に 議 席 を 有 す る لح 有 L な

1 لح に か カン は 5 ず 何 時 で Ł 議 案 に つ ١ ر て 発 言 す る た め 議 院 に 出 席 す ること が で き

る 又 答 弁 又 は 説 明 0) た め 出 席 を 求 め 5 れ たときは 出 席 L な け れ ば な 5 ない。

(弾劾裁判所)

第 六 + 兀 条 玉 会 は 罷 免  $\mathcal{O}$ 訴 追 を 受 け た 裁 判 官 を 裁 判 す る た め、 両 議 院  $\mathcal{O}$ 議 員 で

組

織する弾劾裁判所を設ける。

2 弾 劾 に 関 す る 事 項 は 法 律 で ک れ を 定 め る。

第五章 内閣

〔行政権の帰属〕

第六十五条 行政権は、内閣に

属

す

る。

[内閣の組織と責任]

第 六 + 六 条 内 閣 は 法 律  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ るところ に ょ り、 そ  $\mathcal{O}$ 首 長 た る 内 閣 総 理 大 臣 及 び そ

の他の国務大臣でこれを組織する。

2 内 閣 総 理 大 臣 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 玉 務 大 臣 は 文 民 で な け れ ば な 5 な 1

3 内 閣 は ` 行 政 権  $\mathcal{O}$ 行 使 に 0 7 7 玉 会 に 対 L 連 帯 L 7 責 任 を 負 S

〔内閣総理大臣の指名〕

第 六  $\mathcal{O}$ 指 + 七 名 は 条 他 内  $\mathcal{O}$ 閣 す 総 べ 理 7 大 臣  $\mathcal{O}$ 案 は 件 玉 に 会 先 だ 議 員 0 て  $\mathcal{O}$ 中 か  $\sum_{}$ 5 れ 玉 を 会 行  $\mathcal{O}$ S 議 決 で、 ک れ を 指 名 す る。

2 L り た 衆 両 後 議 議 院 院 玉 لح 会  $\mathcal{O}$ 参 休 協 議 会 議 院 会 中 لح を  $\mathcal{O}$ が 開 期 異 間 1 な を 7 0 除 ŧ た 意 1 指 て 見 名 + が  $\mathcal{O}$ 日 議 以 致 決 内 L を な に L 1 た لح 参 場 議 き、 合 院 に が 又 ` 法 は 指 衆 律  $\mathcal{O}$ 名 議 院 定  $\mathcal{O}$ 議 が 8 決 指 る と を 名 ک L  $\mathcal{O}$ ろ な 議 決 に 1 لح を ょ

〔国務大臣の任免〕

き

は

衆

議

院

 $\mathcal{O}$ 

議

決

を

玉

会

 $\mathcal{O}$ 

議

決

لح

す

る

第 六 + 八 条 内 閣 総 理 大 臣 は 玉 務 大 臣 を 任 命 す る。 但 し、 そ 0) 過 半 数 は 玉 会 議 員

0) 中 か 5 選 ば れ な け れ ば な 5 な 7

2

内

閣

総

理

大

臣

は

任

意

12

玉

務

大

臣

を

罷

免

す

る

と

が

で

き

る。

不 信 任 決 議 と 解 散 又 は 総 辞 職

第 六 + 九 条 内 閣 は 衆 議 院 で 不 信 任  $\mathcal{O}$ 決 議 案 を 可 決 又 は 信 任  $\mathcal{O}$ 決 議 案 を 否 決 L

た لح き は +日 以 内 に 衆 議 院 が 解 散 さ れ な 1 限 り、 総 辞 職 を L な け れ ば な 5 な 7

内 閣 総 理 大 臣  $\mathcal{O}$ 欠 缺 又 は 総 選 挙 施 行 に ょ る 総 辞 職

第

七

+

条

内

閣

総

理

大

臣

が

欠

け

た

لح

き

又

は

衆

議

院

議

員

総

選

挙

0)

後

に

初

8)

7

玉

会

0)

召

集 が あ 0 た لح き は 内 閣 は 総 辞 職 を L な け れ ば な 5 な 1

総 辞 職 後  $\mathcal{O}$ 職 務 続 行

第 七 + \_\_ 条 前 条  $\mathcal{O}$ 場 合 に は 内 閣 は あ 5 た に 内 閣 総 理 大 臣 が 任 命 さ れ る ま で 引

き 続 き そ  $\mathcal{O}$ 職 務 を 行 S

内 閣 総 理 大 臣  $\mathcal{O}$ 職 務 権 限

第 七 + <u>-</u> 条 内 閣 総 理 大 臣 は 内 閣 を 代 表 L 7 議 案 を 玉 会 に 提 出 L 般 玉 務 及 び 外

交 関 係 に 0 V) 7 玉 会 に 報 告 並 び に 行 政 各 部 を 指 揮 監 督 す る。

〔内閣の職務権限〕

第 七 + 三 条 内 閣 は 他  $\mathcal{O}$ 般 行 政 事 務  $\mathcal{O}$ 外、 左  $\mathcal{O}$ 事 務 を 行 چ °

法 律 を 誠 実 に 執 行 L 国 務 を 総 理 す ること。

二 外交関係を処理すること。

三 条 約 を 締 結 す ること。 但 し、 事 前 に、 時 宜 に ょ つて は 事 後 に、 玉 会 0 承 認 を経

ることを必要とする。

兀 法 律  $\mathcal{O}$ 定 8 る 基 準 に 従 ひ、 官 吏 に 関 す る 事 務 を 掌 理 す ること。

五. 予 算 を 作 成 L て 玉 会 に 提 出 す る <u>ک</u> °

六 ک  $\mathcal{O}$ 憲 法 及 U 法 律  $\mathcal{O}$ 規 定 を 実 施 す る た 8 に、 政 令 を 制 定 す ること。 但 政 令

に は 特 に そ  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 委 任 が あ る 場 合 を 除 *\*\ て は 罰 則 を 設 け ることが でき な ١ ي

七 大 赦 特 赦 減 刑 刑  $\mathcal{O}$ 執 行 0) 免 除 及 び 復 権 を 決 定 す ること。

〔法律及び政令への署名と連署

第 七 + 兀 条 法 律 及 び 政 令 に は ` す べ て 主 任  $\mathcal{O}$ 玉 務 大 臣 が 署 名 内 閣 総 理 大 臣 が 連

署することを必要とする。

〔国務大臣訴追の制約〕

第 七 + 五. 条 玉 務 大 臣 は そ  $\mathcal{O}$ 在 任 中、 内 閣 総 理 大 臣  $\mathcal{O}$ 同 意 が な け れ ば 訴 追 さ れ な

11 但 L れ が た  $\Diamond$ 訴 追  $\mathcal{O}$ 権 利 は 害 さ れ な 1

第六章 司法

司 法 権  $\mathcal{O}$ 機 関 لح 裁 判 官  $\mathcal{O}$ 職 務 上  $\mathcal{O}$ 独 <u>\( \frac{1}{2} \)</u>

第 七 +六 条 す ベ 7 司 法 権 は 最 高 裁 判 所 及 び 法 律  $\mathcal{O}$ 定  $\emptyset$ る ところ に ょ り 設 置 す る 下

級裁判所に属する。

2 特 別 裁 判 所 は  $\sum_{}$ れ を 設 置 す る لح が で き な 7 0 行 政 機 関 は 終 審 と L 7 裁 判 を

行ふことができない。

3 す べ 7 裁 判 官 は そ  $\mathcal{O}$ 良 心 に 従 S 独 1 L て そ 0 職 権 を 行 ひ、 0 憲 法 及 び 法 律 に

のみ拘束される。

〔最高裁判所の規則制定権〕

第 七 + 七 条 最 高 裁 判 所 は 訴 訟 に 関 す る 手 続 弁 護 士 裁 判 所  $\mathcal{O}$ 内 部 規 律 及 び 司 法

事 務 処 理 12 関 す る 事 項 に 0 1 7 規 則 を 定 8 る 権 限 を 有 す る

2 検 察 官 は 最 高 裁 判 所  $\mathcal{O}$ 定 8 る 規 則 に 従 は な け れ ば な 5 な V

3 最 高 裁 判 所 は ` 下 級 裁 判 所 に 関 す る 規 則 を 定 8) る 権 限 を、 下 級 裁 判 所 に 委 任 す

る

ことができる。

「裁判官の身分の保障」

第 七 + 八 条 裁 判 官 は ` 裁 判 に ょ り 心 身  $\mathcal{O}$ 故 障  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ に 職 務 を 執 る ک と が で き な 7

لح 決 定 さ れ た 場 合 を 除 1 7 は ` 公  $\mathcal{O}$ 弾 劾 に ょ 5 な け n ば 罷 免 さ n な V 0 裁 判 官  $\mathcal{O}$ 懲

戒 処 分 は 行 政 機 関 が  $\sum_{}$ n を 行 S لح は で き な 1 0

最 高 裁 判 所  $\mathcal{O}$ 構 成 及 び 裁 判 官 任 命  $\mathcal{O}$ 玉 民 審 杳

第 七 + 九 条 最 高 裁 判 所 は そ  $\mathcal{O}$ 長 た る 裁 判 官 及 び 法 律  $\mathcal{O}$ 定  $\emptyset$ る 員 数  $\mathcal{O}$ そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 裁 判

官 で ک れ を 構 成 L そ  $\mathcal{O}$ 長 た る 裁 判 官 以 外  $\mathcal{O}$ 裁 判 官 は 内 閣 で ک れ を 任 命 す る

- 2 最 高 裁 判 所  $\mathcal{O}$ 裁 判 官 0 任 命 は そ 0 任 命 後 初 8 7 行 は れ る 衆 議 院 議 員 総 選 挙 0) 際
- 玉 民  $\mathcal{O}$ 審 査 に 付 L そ  $\mathcal{O}$ 後 + 年 を 経 過 L た 後 初  $\Diamond$ 7 行 は れ る 衆 議 院 議 員 総 選 挙  $\mathcal{O}$ 際
- 更 12 審 査 12 付 L そ 0) 後 ŧ 同 様 لح す る
- 3 前 項  $\mathcal{O}$ 場 合 に お *\* \ 7 投 票 者  $\mathcal{O}$ 多 数 が 裁 判 官  $\mathcal{O}$ 罷 免 を 可 と す るとき は、 そ 0 裁

判

4 審 査 に 関 す る 事 項 は 法 律 で ک れ を 定 8 る。

官

は

罷

免

さ

れ

る

- (5) 最 高 裁 判 所  $\mathcal{O}$ 裁 判 官 は 法 律  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ る 年 齢 に 達 L た 時 に 退 官 す る
- 6 最 高 裁 判 所  $\mathcal{O}$ 裁 判 官 は ` す ベ て 定 期 に 相 当 額  $\mathcal{O}$ 報 酬 を 受 け る ک  $\mathcal{O}$ 報 酬 は 在 任

中、これを減額することができない。

(下級裁判所の裁判官)

第 八 + 条 下 級 裁 判 所  $\mathcal{O}$ 裁 判 官 は 最 高 裁 判 所 0 指 名 L た 者  $\mathcal{O}$ 名 簿 に ょ つ て、 内 閣 で

ک れ を 任 命 す る 0 そ  $\mathcal{O}$ 裁 判 官 は 任 期 を + 年 لح 再 任 さ れ る <u>こ</u>と が で · きる。 但

法 律  $\mathcal{O}$ 定 8 る 年 齢 に 達 L た 時 に は 退 官 す る。

2 下 級 裁 判 所  $\mathcal{O}$ 裁 判 官 は、 す べ て 定 期 に 相 当 額 0) 報 膕 を 受 け る。 ک 0 報 酬 は 在 任

中、これを減額することができない。

〔最高裁判所の法令審査権〕

第 八 + <del>---</del> 条 最 高 裁 判 所 は 切  $\mathcal{O}$ 法 律 、 命 令 、 規 則 又 は 処 分 が 憲 法 に 適 合 する か L

な 1 カン を 決 定 す る 権 限 を 有 す る 終 審 裁 判 所 で あ る。

〔対審及び判決の公開〕

第 八 + \_ 条 裁 判 0 対 審 及 び 判 決 は、 公 開 法 廷 でこれ を行 \$

2 裁 判 所 が 裁 判 官  $\mathcal{O}$ 全 員 致 で、 公  $\mathcal{O}$ 秩 序 又 は 善 良  $\mathcal{O}$ 風 俗 を 害 す る 虞 が あ る と 決

L た 場 合 に は 対 審 は 公 開 L な 7 でこ れ を 行 S こと が で き る。 但 政 治 犯 罪

出 版 に 関 す る 犯 罪 又 は ر  $\mathcal{O}$ 憲 法 第 三 章 で 保 障 す る 玉 民  $\mathcal{O}$ 権 利 が 問 題 と な つ て ゐ る

第七章 財政

事

件

 $\mathcal{O}$ 

対

審

は

常

に

ک

れ

を

公

開

L

な

け

れ

ば

な

5

な

7

〔財政処理の要件〕

第 八 十 三 条 玉  $\mathcal{O}$ 財 政 を 処 理 す る 権 限 は 玉 会 0 議 決 に 基 7 7 これ を 行 使 L な け れ

ばならない。

〔課税の要件〕

第 八 + 兀 条 あ 5 た に 租 税 を 課 L 又 は 現 行  $\mathcal{O}$ 租 税 を 変 更 す る に は 法 律 又 は 法 律

 $\mathcal{O}$ 

定  $\Diamond$ る 条 件 に ょ る ک لح を 必 要 کے す る

〔国費支出及び債務負担の要件〕

第 八 + 五. 条 玉 費 を 支 出 L 又 は 玉 が 債 務 を 負 担 す る に は 玉 会 0) 議 決 に 基 <

必要とする。

〔予算の作成〕

第 八 + 六 条 内 閣 は 毎 会 計 年 度  $\mathcal{O}$ 予 算 を 作 成 し、 玉 会 に 提 出 L て そ  $\mathcal{O}$ 審 議 を 受 け

議決を経なければならない。

〔予備費〕

第 八 + 七 条 予 見 L 難 7) 予 算  $\mathcal{O}$ 不 足 に 充 7 る た め、 玉 会 0) 議 決 に 基 **,** \ て 予 備 費 を 設 け、

内 閣 0) 責 任 で ک れ を 支 出 す るこ と が で き る

2 す ベ 7 予 備 費  $\mathcal{O}$ 支 出 に 0 1 て は 内 閣 は 事 後 に 玉 会  $\mathcal{O}$ 承 諾 を 得 な け れ ば な 5 な

\ \ •

〔皇室財産及び皇室費用〕

第 八 + 八 条 す ベ 7 皇 室 財 産 は 玉 に 属 す る。 す ベ て 皇 室  $\mathcal{O}$ 費 用 は 予 算 に 計 上

7

国会の議決を経なければならない。

[公の財産の用途制限]

第 八 + 九 条 公 金 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 公  $\mathcal{O}$ 財 産 は ` 宗 教 上  $\mathcal{O}$ 組 織 若 L < は 寸 体  $\mathcal{O}$ 使 用 便 益 若

< は 維 持  $\mathcal{O}$ た 8 又 は 公  $\mathcal{O}$ 支 配 に 属 L な 1 慈 善 教 育 若 L < は 博 愛  $\mathcal{O}$ 事 業 に 対

れ を 支 出 L 又 は そ  $\mathcal{O}$ 利 用 に 供 L て は な 5 な 1

〔会計検査〕

第 九 + 条 玉  $\mathcal{O}$ 収 入 支 出  $\mathcal{O}$ 決 算 は す べ て 毎 年 会 計 検 査 院 が ک れ を 検 査 L 内 閣 は、

次  $\mathcal{O}$ 年 度 に そ  $\mathcal{O}$ 検 査 報 告 と と ŧ に、 ک れ を 玉 会 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 7

2 会 計 検 査 院  $\mathcal{O}$ 組 織 及 び 権 限 は 法 律 でこ れ を 定  $\Diamond$ る。

〔財政状況の報告〕

第 九 + \_\_ 条 内 閣 は 玉 会 及 び 玉 民 に 対 し、 定 期 に 少 < لح ŧ 毎 年 口 玉  $\mathcal{O}$ 財 政

状

況 に 0 1 て 報 告 L な け れ ば な 5 な *\* \

第八章 地方自治

[地方自治の本旨の確保]

第 九 + = 条 地 方 公 共 寸 体  $\mathcal{O}$ 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 事 項 は 地 方 自 治 0) 本 旨 に 基 1 て、

法律でこれを定める。

〔地方公共団体の機関〕

第 九 + 三 条 地 方 公 共 寸 体 に は 法 律  $\mathcal{O}$ 定  $\emptyset$ る ところ に ょ り、 そ 0 議 事 機 関 کے L 7 議

会を設置する。

2 地 方 公 共 寸 体  $\mathcal{O}$ 長 そ 0 議 会  $\mathcal{O}$ 議 員 及 び 法 律  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ る そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 吏 員 は そ 0 地 方

公 共 寸 体  $\mathcal{O}$ 住 民 が 直 接  $\mathcal{L}$ れ を 選 挙 す る。

## [地方公共団体の権能]

第 九 + 兀 条 地 方 公 共 寸 体 は そ  $\mathcal{O}$ 財 産 を 管 理 L 事 務 を 処 理 し、 及 び 行 政 を 執 行 す

る 権 能 を 有 L 法 律  $\mathcal{O}$ 範 井 内 で 条 例 を 制 定 す る ک لح が で きる

<del>\_</del>  $\mathcal{O}$ 地 方 公 共 寸 体  $\mathcal{O}$ 4 に 適 用 さ れ る 特 別 法

第 九 + 五 条  $\mathcal{O}$ 地 方 公 共 寸 体  $\mathcal{O}$ 4 に 適 用 さ れ る 特 別 法 は 法 律  $\bigcirc$ 定  $\emptyset$ る ところ に ょ

り そ  $\mathcal{O}$ 地 方 公 共 寸 体  $\mathcal{O}$ 住 民  $\mathcal{O}$ 投 票 に お 1 て そ  $\mathcal{O}$ 過 半 数  $\mathcal{O}$ 同 意 を 得 な け れ ば 玉 会

は、これを制定することができない。

第九章 改正

憲法改正の発議、国民投票及び公布

第 九 + 六 条  $\sum$  $\mathcal{O}$ 憲 法  $\mathcal{O}$ 改 正 は 各 議 院  $\mathcal{O}$ 総 議 員  $\mathcal{O}$ 三 分  $\mathcal{O}$ 以 上  $\mathcal{O}$ 賛 成 で 玉 会 が

れ を 発 議 L 玉 民 に 提 案 L 7 そ  $\mathcal{O}$ 承 認 を 経 な け れ ば な 5 な 11  $\mathcal{O}$ 承 認 12 は 特

別  $\mathcal{O}$ 玉 民 投 票 又 は 玉 会  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ る 選 挙  $\mathcal{O}$ 際 行 は れ る 投 票 に お 7 て そ  $\mathcal{O}$ 過 半 数  $\mathcal{O}$ 賛 成

を必要とする。

2 憲 法 改 正 に 0 1 7 前 項  $\mathcal{O}$ 承 認 を 経 た と き は 天 皇 は 玉 民 0 名 で、  $\mathcal{O}$ 憲 法 と

体 を 成 す Ł  $\mathcal{O}$ لح 7 直 5 に ک れ を 公 布 す る

第十章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第 九 + 七 条 ک  $\mathcal{O}$ 憲 法 が 日 本 玉 民 に 保 障 す る 基 本 的 人 権 は ` 人 類  $\mathcal{O}$ 多 年 に わ た る 自 由

獲 得  $\mathcal{O}$ 努 力  $\mathcal{O}$ 成 果 で あ 7 7 ک れ 5  $\mathcal{O}$ 権 利 は 過 去 幾 多  $\mathcal{O}$ 試 錬 に 堪 ^ 現 在 及 び 将

来  $\mathcal{O}$ 玉 民 に 対 L ` 侵 す  $\mathcal{L}$ と 0) で き な l, 永 久  $\mathcal{O}$ 権 利 کے L 7 信 託 さ れ た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る

憲 法  $\mathcal{O}$ 最 高 性 لح 条 約 及 75 玉 際 法 規  $\mathcal{O}$ 遵 守

第 九 + 八 条  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 憲 法 は 玉  $\mathcal{O}$ 最 高 法 規 で あ 0 て そ  $\mathcal{O}$ 条 規 に 反 す る 法 律 命 令 詔

勅 及 U 玉 務 に 関 す る そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 行 為  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は \_\_\_ 部 は そ  $\mathcal{O}$ 効 力 を 有 L な 1

2 日 本 玉 が 締 結 L た 条 約 及 び 確 <u>\f</u> さ れ た 玉 際 法 規 は ک れ を 誠 実 に 遵 守 することを

必要とする。

〔憲法尊重擁護の義務〕

第 九 + 九 条 天 皇 又 は 摂 政 及 び 玉 務 大 臣 玉 会 議 員、 裁 判 官 そ 0 他  $\mathcal{O}$ 公 務 員 は こ の

憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章 補則

[施行期日と施行前の準備行為]

第 百 条 ک  $\mathcal{O}$ 憲 法 は 公 布  $\mathcal{O}$ 日 か 5 起 算 L て 六 筃 月 を 経 過 L た 日 カン ら、 れ を施 行 す

る。

2  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 憲 法 を 施 行 す る た  $\Diamond$ に 必 要 な 法 律  $\mathcal{O}$ 制 定 参 議 院 議 員  $\mathcal{O}$ 選 挙 及 び 玉 会 召 集  $\mathcal{O}$ 

手 続 並 び に ک  $\mathcal{O}$ 憲 法 を 施 行 す る た め に 必 要 な 準 備 手 続 は 前 項  $\mathcal{O}$ 期 日 ょ り ŧ 前 に

これを行ふことができる。

〔参議院成立前の国会〕

第 百 <del>\_</del> 条 ک  $\mathcal{O}$ 憲 法 施 行  $\mathcal{O}$ 際 参 議 院 が ま だ 成 <u>\\</u> L て あ な 1 とき は そ 0) 成 <u>\\</u> す る ま

で  $\mathcal{O}$ 間 衆 議 院 は 玉 会 لح L 7  $\mathcal{O}$ 権 限 を 行 S

〔参議院議員の任期の経過的特例

第 百 条  $\sum$  $\mathcal{O}$ 憲 法 に ょ る 第 \_\_ 期  $\mathcal{O}$ 参 議 院 議 員 0) う ち、 そ 0) 半 数  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 任 期 は これ

を三 年 と す る そ  $\mathcal{O}$ 議 員 は 法 律  $\mathcal{O}$ 定  $\Diamond$ る とこ ろ に ょ り、 れ を 定  $\otimes$ る

[公務員の地位に関する経過規定]

第 百  $\equiv$ 条  $\sum$  $\mathcal{O}$ 憲 法 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に 在 職 す る 玉 務 大 臣 衆 議 院 議 員 及 び 裁 判 官 並  $\mathcal{U}$ に そ

 $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 公 務 員 で ` そ  $\mathcal{O}$ 地 位 12 相 応 す る 地 位 が ک  $\mathcal{O}$ 憲 法 で 認  $\Diamond$ 5 れ て B る 者 は 法 律

で 特 别  $\mathcal{O}$ 定 を L た 場 合 を 除 1 7 は ک  $\mathcal{O}$ 憲 法 施 行  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ 当 然 に は そ  $\mathcal{O}$ 地 位 を 失 S

 $\sum$ と は な 1 0 但 し、  $\mathcal{O}$ 憲 法 に ょ つ て、 後 任 者 が 選 挙 又 は 任 命 さ れ た と き は 当 然

その地位を失ふ。